

---

## 別添5-4 事後調査の計画

---

1 事後調査項目の選定	1045
2 事後調査の計画	1046

## 1 事後調査項目の選定

事後調査を実施する必要のある項目の選定にあたっては、「別添5-2 環境影響予測評価」(P.193)の結果を基に表5-4-1に示すとおり選定した。

表 5-4-1 事後調査項目の選定及び事後調査を実施しない理由

評価項目	区分	工事中	工事完了後	供用開始後	事後調査を実施しない理由等	
大気汚染	環境基準設定項目	二酸化硫黄	—	—	○	—
		浮遊粒子状物質	○	—	○	—
		二酸化窒素	○	—	○	—
		ダイオキシン類	—	—	○	—
	規制物質	塩化水素	—	—	○	—
		粉じん	×	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
水質汚濁	生活環境項目	濁りの指標	×	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
		汚れの指標	×	—	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
土壌汚染	土壌汚染	×	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
騒音・低周波音	騒音	○	—	○	—	—
	低周波音	—	—	○	—	—
振動	振動	○	—	○	—	—
悪臭	悪臭	—	—	○	—	—
廃棄物・発生土	廃棄物	—	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
	発生土	×	—	—	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
水象	河川	—	×	—	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
地象	傾斜地の崩壊	×	—	—	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
植物・動物・生態系	植物	○	○	○	—	—
	動物	×	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
	水生生物	×	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
	生態系	×	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
景観	景観	—	—	○	—	—
レクリエーション資源	レクリエーション資源	×	×	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
温室効果ガス	温室効果ガス	×	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
安全	危険物等	—	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
	交通	×	—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

注) ○：事後調査を実施する項目、×：事後調査を実施しない項目、—：予測評価を実施していない項目を表す。

なお、表中の「事後調査を実施しない理由等」欄におけるア、イ、ウは下記のとおりである。

ア. 予測の精度が十分でなく、検証を要するもの。

イ. 効果が出現するのに時間を要するか又は効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講ずるもの。

ウ. 将来において周辺状況に変化が生じること等が予想され、事後調査の結果に基づく環境保全対策の修正等があらかじめ見込まれるもの。

## 2 事後調査の計画

### 2.1 大気汚染

#### (1) 事後調査事項

工事中の資材運搬車両等の走行に伴う大気汚染評価物質の影響、供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突排ガスによる大気汚染評価物質の影響及び関係車両の走行に伴う大気汚染評価物質の影響とする。

#### (2) 事後調査範囲及び地点

工事中の資材運搬車両等の走行に伴う大気汚染評価物質の影響については、「別添5-2-1 1.1 (3)大気汚染評価物質等の濃度の状況」(P. 197)に示した道路沿道大気現地調査地点のうち平作、山科台、芦名及び開通後の久里浜田浦線の道路沿道の計4地点とする。

供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突排ガスによる大気汚染評価物質の影響については、「別添5-2-2 1.1 (5)予測結果」(P. 628)に示した最大着地濃度出現地点付近の1地点とする。関係車両の走行に伴う大気汚染評価物質の影響については、工事中と同様の道路沿道4地点とする。

#### (3) 事後調査時点

工事中の資材運搬車両等の走行に伴う大気汚染評価物質の影響については、各種工事の資材運搬車両等の走行に伴う複合影響が最大となる時期の1年間のうち1季1週間とする。

供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突排ガスによる大気汚染評価物質の影響については、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち4季各季1週間とする。関係車両の走行に伴う大気汚染評価物質の影響については、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる第2段階(既設道路の改修完了後)のうち1季1週間とする。

#### (4) 事後調査方法等

「別添5-2-1 1.1 (3)大気汚染評価物質等の濃度の状況」(P. 197)に示した現地調査方法と同様とし、工事中の資材運搬車両等の走行に伴う大気汚染評価物質の影響については、窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)、浮遊粒子状物質を対象とする。

供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突排ガスによる大気汚染評価物質の影響については、二酸化硫黄、窒素酸化物(二酸化窒素及び一酸化窒素)、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類を対象とする。関係車両の走行に伴う大気汚染評価物質の影響については窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)、浮遊粒子状物質を対象とする。

なお、大気汚染の事後調査については、各現地調査地点において風向・風速の測定を

行う。風向・風速の現地調査方法については「別添5-2-1 1.1 (5)気象の状況」(P.206)に示すとおりである。

(5) 検証方法

予測の結果と事後調査の結果を比較する。

(6) 提出時期

工事中に1回及び供用開始後に1回、事後調査を実施した後、他の事後調査項目と合わせ速やかに提出する。

## 2.2 騒音・低周波音

(1) 事後調査事項

工事中の資材運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音レベル及び自動車交通量、供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う工場騒音レベル及び低周波音の音圧レベル、関係車両の走行に伴う道路交通騒音レベル及び自動車交通量とする。

(2) 事後調査範囲及び地点

工事中の道路交通騒音レベル及び自動車交通量については、「別添5-2-1 4.1 (4)騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況」(P.281)に示した道路交通騒音現地調査地点のうち平作、山科台、芦名及び開通後の久里浜田浦線の道路沿道の計4地点とする。

供用開始後の工場騒音レベル及び低周波音の音圧レベルについては、廃棄物処理施設の敷地境界2地点とし、道路交通騒音レベル及び自動車交通量については、工事中と同様の道路沿道4地点とする。

(3) 事後調査時点

工事中の道路交通騒音レベル及び自動車交通量については、各種工事の資材運搬車両等の走行に伴う複合影響が最大となる時期の1日のうち、各種工事の資材運搬車両等の走行時間帯とする。

供用開始後の工場騒音レベル及び低周波音の音圧レベルについては、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる時期の1日間とする。道路交通騒音レベル及び自動車交通量は、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる第2段階（既設道路の改修完了後）の1日のうち、関係車両の走行時間帯とする。

(4) 事後調査方法等

騒音レベル及び低周波音の音圧レベルについては、「別添5-2-1 4.1 (4)騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況」(P.279)に示した現地調査方法と同様とする。自動

車交通量については、「別添5-2-1 4.1 (3)騒音及び低周波音の発生源の状況」(P.271)に示した現地調査方法と同様とする。

(5) 検証方法

予測の結果と事後調査の結果を比較する。

(6) 提出時期

工事中に1回及び供用開始後に1回、事後調査を実施した後、他の事後調査項目と合わせ速やかに提出する。

## 2.3 振 動

(1) 事後調査事項

工事中の資材運搬車両等の走行に伴う道路交通振動レベル、供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う工場振動レベル及び関係車両の走行に伴う道路交通振動レベルとする。

(2) 事後調査範囲及び地点

工事中の道路交通振動レベルは、「別添5-2-1 5.1 (4)振動レベルの状況」(P.305)に示した道路交通振動現地調査地点のうち平作、山科台、芦名及び開通後の久里浜田浦線の道路沿道の計4地点とする。

供用開始後の工場振動レベルは、廃棄物処理施設の敷地境界2地点とし、道路交通振動レベルは、工事中と同様の道路沿道4地点とする。

(3) 事後調査時点

工事中の道路交通振動レベルについては、各種工事の資材運搬車両等の走行に伴う複合影響が最大となる時期の1日のうち、各種工事の資材運搬車両等の走行時間帯とする。

供用開始後の工場振動レベルは、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる時期の1日間とする。道路交通振動レベルは、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる第2段階（既設道路の改修完了後）の1日のうち、関係車両の走行時間帯とする。

(4) 事後調査方法等

「別添5-2-1 5.1 (4)振動レベルの状況」(P.304)に示した現地調査方法と同様とする。

(5) 検証方法

予測の結果と事後調査の結果を比較する。

(6) 提出時期

工事中に1回及び供用開始後に1回、事後調査を実施した後、他の事後調査項目と合わせ速やかに提出する。

## 2.4 悪 臭

(1) 事後調査事項

供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭の影響とする。

(2) 事後調査範囲及び地点

「別添5-2-1 6.1 (2)悪臭物質の濃度等の状況」(P.317)に示した敷地境界における現地調査地点2地点とする。

(3) 事後調査時点

廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる時期で、影響が最大となる時期の施設稼働時1日間及び休炉時1日間とする。

(4) 事後調査方法等

「別添5-2-1 6.1 (2)悪臭物質の濃度等の状況」(P.317)に示した現地調査方法と同様とし、臭気指数を対象とする。

(5) 検証方法

予測の結果と事後調査の結果を比較する。

(6) 提出時期

供用開始後に1回、事後調査を実施した後、他の事後調査項目と合わせ速やかに提出する。

## 2.5 植 物

(1) 事後調査事項

搬入道路の新設工事及び存在により重要な植物のツルギキョウが消失する可能性があることから、やむを得ず改変する場合、専門家等と相談しながら移植等の保全措置を行う。このため、保全措置として移植を実施した場合の、移植地における定着状況について事後調査を行う。

(2) 事後調査範囲及び地点

移植を行った地点とする。

(3) 事後調査時点

本種の開花時期は夏季～秋季であることから、移植を実施した翌年以降 5 年間の開花時期とする。

(4) 事後調査方法

移植地点において活着状況などを確認、記録する。

(5) 検証方法

移植後のモニタリング調査により環境保全措置の効果を検証する。

(6) 提出時期

工事中に 1 回、事後調査を実施した後、他の事後調査項目と合わせ速やかに提出する。また、移植後 5 年間はモニタリングの結果を年 1 回提出する。

(7) その他：ツルギキョウの移植計画（案）

ア 移植時期

晩秋季（11 月頃）もしくは春季（3～4 月）

移植時期は一般的には、夏季や冬季（消耗が激しい、乾燥しやすい）、開花期（エネルギーの消費が大きい）を避け、開花や生長が始まる春季（養分を蓄え元気な状態のため活着しやすい）や休眠期に向かう晩秋季（生長活動が穏やかで、移植の刺激に順応しやすい）に行うのが良いとされている。

イ 移植作業

ア) 移植個体の確認および移植場所の選定

移植元（現生育地）において、移植個体を確認する。移植時期は晩秋で地上部が枯死している可能性があるため、秋季の花や果実がある時期に、移植個体を認識するためマーキングを施す。

移植元の生育環境（生育状況、立地、土壌条件、周辺の植生など）を確認し、移植適地を選定する。移植先は非改変地にあり、できるだけ元の生育環境に類似した場所とする。

イ) 移植作業

生育していた箇所を中心にできるだけ多くの土壌と共に掘り取り運搬する。その際、根をできるだけ傷つけないように注意する。あらかじめ選定しておいた移植先において、移植元から運搬してきた土壌と共に植え付ける。移植箇所に十分灌水し、周辺の土壌となじませる。移植箇所には事後のモニタリングに備えマーキングを施し、

人や獣などによる踏みつけや掘り返しがないように対策をとる。

#### ウ) 移植後のモニタリング

本種の開花時期は夏季～秋季である。翌年以降5年間の開花時期に、活着状況などを確認、記録する。結果に応じて、今後のモニタリングや管理計画を検討する。

## 2.6 景 観

### (1) 事後調査事項

供用開始後の廃棄物処理施設の存在に伴う景観への影響とする。

### (2) 事後調査範囲及び地点

事業の実施に伴い失われた既存のハイキングコース（衣笠コース）の代替ルートである新ハイキングコースのうち、廃棄物処理施設の存在が景観へ与える影響を的確に把握できる1地点とする。

### (3) 事後調査時点

廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる時期とする。

### (4) 事後調査方法等

「別添5-2-1 11.1 (3) 主要な眺望景観及び身近な景観の状況」(P. 502)に示した現地調査方法と同様とする。

### (5) 検証方法

予測の結果と事後調査の結果を比較する。

### (6) 提出時期

供用開始後に1回、事後調査を実施した後、他の事後調査項目と合わせ速やかに提出する。



## 2.7 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書の提出時期は、表5-4-2に示すとおりである。

表 5-4-2 事後調査報告書の提出時期

事後調査時期	事後調査項目	事後調査報告書提出時期
工事中	大気汚染	各種工事の資材運搬車両等の複合影響が最大となる時期の1年間及び工事中に事後調査を実施した後、全項目合わせて1回提出する。
	騒音・低周波音（騒音のみ）	
	振 動	
	植 物	
供用開始後	大気汚染	施設の稼働が定常の状態となる時期及び廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる第2段階（既設道路の改修完了後）に事後調査を実施した後、全項目合わせて1回提出する。なお、植物（ツルギキョウ）については移植後5年間、モニタリングの結果を年1回提出する。
	騒音・低周波音	
	振 動	
	悪 臭	
	植 物	
	景 観	

なお、地元協議会等と協議により調査地点や調査頻度、項目等を追加した場合、その調査結果を上記と同様に提出する。

## 2.8 その他

植物・動物・生態系の調査により絶滅危惧種のミゾゴイが確認されていることから、ミゾゴイの生息及び繁殖の可能性等についての情報を収集するための追加調査を実施する。

調査結果は、自然保護関係の行政機関や博物館等に情報提供し、専門家等と相談しながら追加的な環境保全措置を検討する。